

賃貸借契約書(案)

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に病院情報管理システム 1 式（以下「物件」という。別紙仕様書のと
おり）の賃借に関し、次の条項により契約を締結する。

第 1 条 （目的）

乙は、この契約に定める条項に従い乙の所有物である物件を甲の使用に供するものとし、
甲はその給付の対価として乙にその代金を払うものとする。以下、甲乙間の物件の賃借関
係を「リース」という。

第 2 条 （賃貸借料）

物件の賃貸料は、下記の通りとする。

総額 ￥ .- （内消費税及び地方消費税 ￥ .-）

平成 3 1 年 1 月から平成 3 1 年 6 月分

総額 ￥ .: （内消費税及び地方消費税 ￥ .-）

月額 ￥ .- （内消費税及び地方消費税 ￥ -）

平成 3 1 年 7 月から平成 3 7 年 1 2 月分

総額 ￥ .- （内消費税及び地方消費税 ￥ .-）

月額 ￥ .: （内消費税及び地方消費税 ￥ -）

上記消費税等額は、平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号及び 69 号の規定により平成 26 年 4
月 1 日から改正された消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条、並びに地方税法第 72 条の 82
及び第 72 条の 83 の規定に基づき契約金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

第 3 条 （契約保証金）

甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

第 4 条 （契約期間）

平成 3 1 年 1 月 1 日から平成 3 7 年 1 2 月 3 1 日

第 5 条 （物件の設置）

物件の設置場所は、次の通りとする。

1. 物件の設置場所

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（藤白台及び岸辺）

2. 甲は、物件設置場所の変更または現状の変更を行うときは事前に乙に通知するものとし、その費用は甲が別に負担するものとする。

第 6 条 （装置の引渡し）

1. 乙は、第 4 条に定める契約期間の開始日までに、第 5 条に定める据付け場所に、甲が使用できる状態に調整を完了した装置を設置し、甲に引渡すものとする。
2. 甲は、前項の調整に支障をきたさないよう、乙の据付け仕様に基づく受入準備を甲乙

間であらかじめ定めた日までに完了するものとする。

3. 甲は、物件が搬入されたときから引渡しの日まで善良な管理者の注意をもって、甲の費用と責任で売主のために物件を保管する。
4. 甲は、搬入された物件について直ちに甲の費用と責任で検査を行うものとする。
5. 乙は、装置に乙の定める様式により賃貸物件たることを示す標識を付することができる。

第7条 (物件の使用・保存)

1. 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから第5条1項の場所において物件を使用することができる。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、甲の業務のために通常の用法に従って使用する。
2. 甲は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕し修復を行い、その一切の費用を負担する。

第8条 (賃借料の支払)

1. 乙は、第2条に定める賃借料を甲に翌月に請求するものとする。
2. 甲は、履行事実のあった翌々月の末日（支払日が土・日曜日または祝日に当たる時は、その日に最も近い休日でない前日）に賃借料を乙に支払うものとする。

第9条 (遅延利息)

1. 甲は、前条第2項の期限内に支払いをしないときは、期限の日から起算して支払いをする日までの日数に応じ未払い金額に対し、商法第514条に定める利率で算出した金額の遅延利息を支払わなければならない。
2. 前項により計算した遅延利息の金額が100円未満である時、または遅延利息の金額の100円未満の端数については切り捨てるものとする。
3. 天災その他やむを得ない理由による場合は、遅延日数に算入しないものとする。

第10条 (物件の管理)

1. 甲は、善良なる管理者の注意を持って物件を管理するものとする。
2. 乙は、甲の故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたときは、甲に対してその賠償を請求することができる。
3. 甲は、事前に書面により乙の承認を得た場合を除き物件を譲渡し、又は転貸してはならない。

第11条 (保険)

1. 乙は、物件につき契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担する。
2. 甲は、動産総合保険普通約款に基づく保険事故が生じたときは、直ちに乙に通知するものとする。
3. 甲は、保険事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

第12条 (保守)

1. 物件の保守につき、甲は乙の合意を得た業者と保守契約を結ぶことができる。
2. 物件の保守に伴う費用は、甲の負担とする。

第13条 (権利義務の譲渡の禁止)

1. 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任させてはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合はこの限りではない。
2. 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第14条 (甲の契約の解除権)

甲は次の各号の一に該当する場合は、本契約を解除することができるものとする。

- 一 乙が第6条1項に定める装置の引渡しを履行する見込みがないとき。
- 二 乙から契約解除の申し出があり、甲がその事由を正当と認めたとき。
- 三 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。
- 五 一号～四号に掲げる場合の他、乙が契約に違反したことにより契約の目的を達することができないと認められるとき。

第15条 (乙の契約の解除権)

1. 乙は、甲が契約に違反したことにより納入不可能となったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。
2. 甲が不当にリース料を支払わない時は、乙は催告して契約を解除することができる。

第16条 (解除による違約金)

1. 乙は、第14条の規定により契約が解除された場合においては解除部分にかかる契約金額の10分の1に相当する違約金を甲の指定する期限内に支払わなければならない。
2. 乙は、前項の期限内に支払いをしないときは、期限日の翌日から起算して支払いする日までの日数に応じ、未払い金額に対し民法404条に定める利率で算出した金額の遅延利息を支払わなければならない。但し、その額が100円未満のときは、支払わないものとする。

第17条 (損害賠償)

1. 甲は、第14条の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは、乙に対して損害賠償を請求することができる。この損害賠償額は、甲が定める。
2. 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか

否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額の10分の1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第14条第三号の刑が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条5項の規定により、確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規程による審決（同法第66条第3項による原処分の全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- 四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

第18条 （物件の返還）

1. 甲は賃貸借期間満了後、甲の費用負担において物件を返還するものとする。
2. 甲は第14条による契約解除の場合、乙の費用負担において物件を返還するものとする。

第19条 （物件の滅失、毀損）

1. 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震、その他乙甲いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の滅失、毀損その他一切の危険はすべて甲の負担とする。
2. 物件が滅失し、または毀損して修復不能となり、もしくは盗難等により甲が占有を失ったときは、甲は、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。
3. 乙は甲より前項による通知をうけた時、これらの原因が乙の責に帰すべき事由による場合を除き、直接うけた損害額を甲に請求することができる。
4. 甲が前項記載の規定損害金及び規定損害金の基準日までに期限到来済みの未払リース料等その他この契約に基づき負担する債務の未払金を完済したときは、この契約は終了する。

第20条 （談合等の不正行為に係る解除）

1. 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号または第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起さ

れたとき。

2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

第21条 (談合等の不正行為に係る違約金)

1. 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号または第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
2. 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の100分の10に相当する額のほか、請負（契約）金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
3. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
4. 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第22条 (協議)

この契約に定めのない事項又はその契約の履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
理事長 小川 久雄

乙